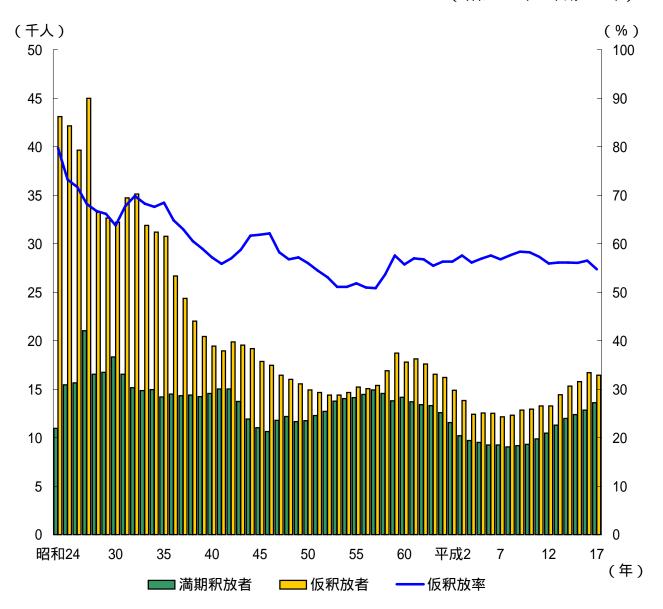
(昭和24年~平成17年)



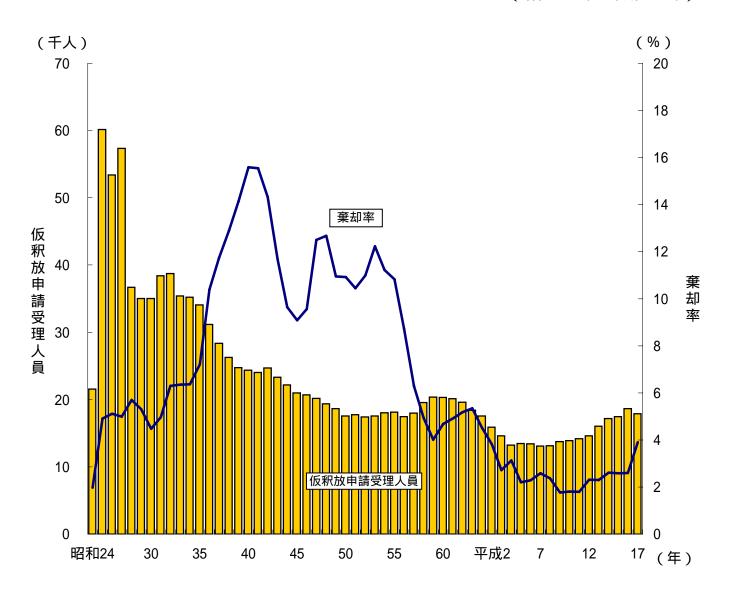
年 次	満期釈放(人)	仮釈放 (人)	仮釈放率(%)
24年	10,952	43,087	79.7
25	15,445	42,141	73.2
30	18,322	32,198	63.7
35	14,179	30,751	68.4
40	14,546	19,432	57.2
45	11,015	17,855	61.8
50	11,736	14,933	56.0
55	14,140	15,202	51.8
60	14,143	17,795	55.7
2	11,557	14,896	56.3
7	9,233	12,138	56.8
12	10,459	13,256	55.9
17	13,605	16,420	54.7

注1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。

^{2 「}仮釈放率」は,仮釈放者数/(満期釈放者数+仮釈放者数)×100 である。

仮釈放申請受理人員及び棄却率の推移

(昭和24年~平成17年)

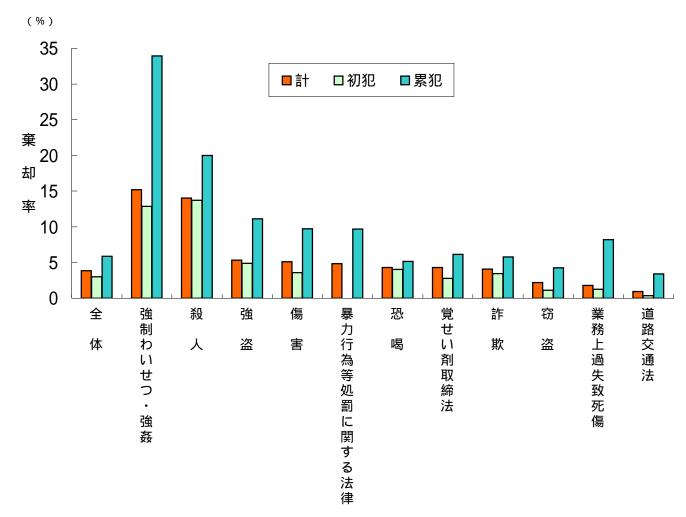


年	次	仮受	釈 理	放	申 人	請員	棄却率(%)
24年				2	21,5	70	2.0
25				6	30,1	58	4.9
30				3	35,0	21	4.5
35				3	34,0	60	7.2
40				2	24,3	53	15.6
45				2	21,0	02	9.1
50				1	17,5	78	10.9
55				1	18,1	38	10.8
60				2	20,3	14	4.7
2 7				1	15,9	80	3.8
7				1	13,0	72	2.6
12				1	14,6	25	2.3
17				1	17,9	16	3.9

注1 法務統計年報,保護統計年報,行刑統計年報及び矯正統計年報による。

^{2 「}棄却率」は,仮釈放棄却人員/(仮釈放許可人員+仮釈放棄却人員)×100である。

主要罪名別仮釈放申請棄却率(平成17年)

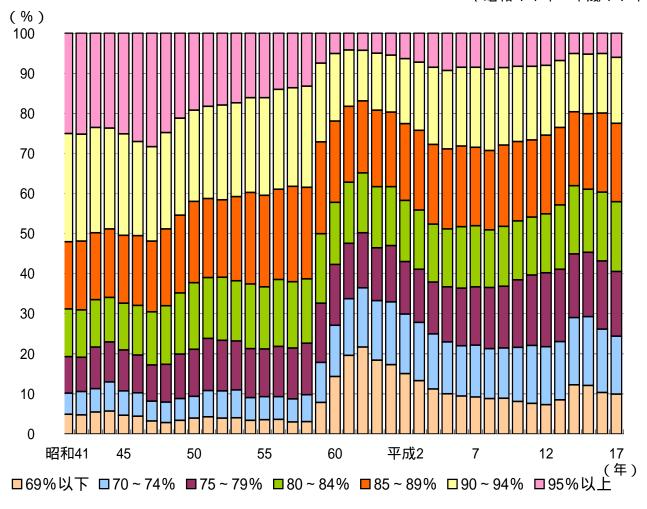


	仮釈放申	請事件総	数(件)	許	可件数(件	F)	棄却	件数(件)	棄劫	初率(9	6)
	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯	計	初犯	累犯
全体	18,145	12,743	5,402	16,602	11,806	4,796	667	367	300	3.9	3.0	5.9
強制わいせつ・強姦	529	471	58	430	393	37	77	58	19	15.2	12.9	33.9
殺人	314	299	15	257	245	12	42	39	3	14.0	13.7	20.0
強盗	787	732	55	712	664	48	40	34	6	5.3	4.9	11.1
傷害	855	638	217	740	564	176	40	21	19	5.1	3.6	9.7
暴力行為等処罰に関する法律	66	34	32	59	31	28	3	-	3	4.8	0.0	9.7
恐喝	451	345	106	402	310	92	18	13	5	4.3	4.0	5.2
覚せい剤取締法	3,941	2,154	1,787	3,577	1,992	1,585	161	57	104	4.3	2.8	6.2
詐 欺	1,154	846	308	1,064	787	277	45	28	17	4.1	3.4	5.8
窃盗	6,328	4,113	2,215	5,876	3,876	2,000	133	44	89	2.2	1.1	4.3
業務上過失致死傷	801	735	66	770	714	56	14	9	5	1.8	1.2	8.2
道路交通法	761	605	156	723	581	142	7	2	5	1.0	0.3	3.4

- 注1 保護統計年報による。
 - 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死 2 を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を、それぞれ含む。
 - 「累犯」とは、刑法56条に規定する者をいい、「初犯」とはその他の者をいう。 3
 - 4
 - 「棄却率」は,棄却人員 / (許可人員 + 棄却人員) × 100である。 「仮釈放事件総数」には,「許可」,「棄却」のほか,「却下」,「取下げ」等を含む。

有期刑仮釈放者の刑の執行率の推移

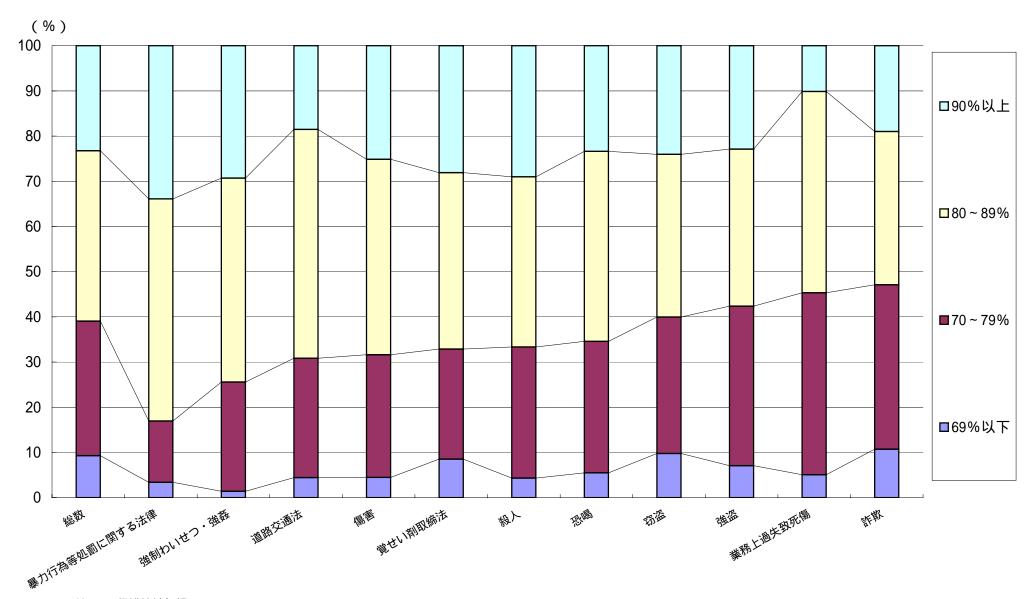
(昭和41年~平成17年)



年	次	0 ~ 49%	50 ~ 54%	55 ~ 59%	60 ~ 64%	65 ~ 69%	70 ~ 74%	75 ~ 79%	80 ~ 84%	85 ~ 89%	90 ~ 94%	95% ~ 100%
41	年	20	48	73	181	595	1,004	1,718	2,234	3,164	5,101	4,734
45		24	28	57	144	548	1,067	1,773	2,032	2,950	4,412	4,384
50		50	67	39	102	317	788	1,708	2,424	2,965	3,322	2,802
55		20	34	53	94	318	855	1,778	2,311	3,396	3,629	2,398
60		26	57	107	598	1,717	2,242	2,661	2,714	3,551	2,959	889
2		22	23	89	459	1,576	2,143	1,890	2,210	2,766	2,334	926
7		7	23	109	202	748	1,533	1,718	1,808	2,315	2,357	1,013
12		0	29	71	242	600	1,883	2,398	1,915	2,557	2,273	1,045
17		0	14	30	238	1,320	2,329	2,593	2,807	3,157	2,646	981

- 注 1 矯正統計年報による。なお,本統計を取り始めたのは昭和41年からである。
 - 2 仮釈放取消刑の執行を受けた者(仮釈放取消刑に併せて新たな刑の執行を受けた者を含む。)は,除外している(ただし,昭和41年から昭和44年までは仮釈放取消刑の執行を受けた者を含み,その場合には取消し後の残刑期を刑期としている。)。
 - 3 2以上の刑の刑期は,そのすべてを合算したものである。
 - 4 刑期は,未決勾留等の通算及び算入日数を控除したものである。
 - 5 不定期刑は,長期によっている。
 - 6 「刑の執行率」は,受刑在所期間/刑期(注4)×100である。

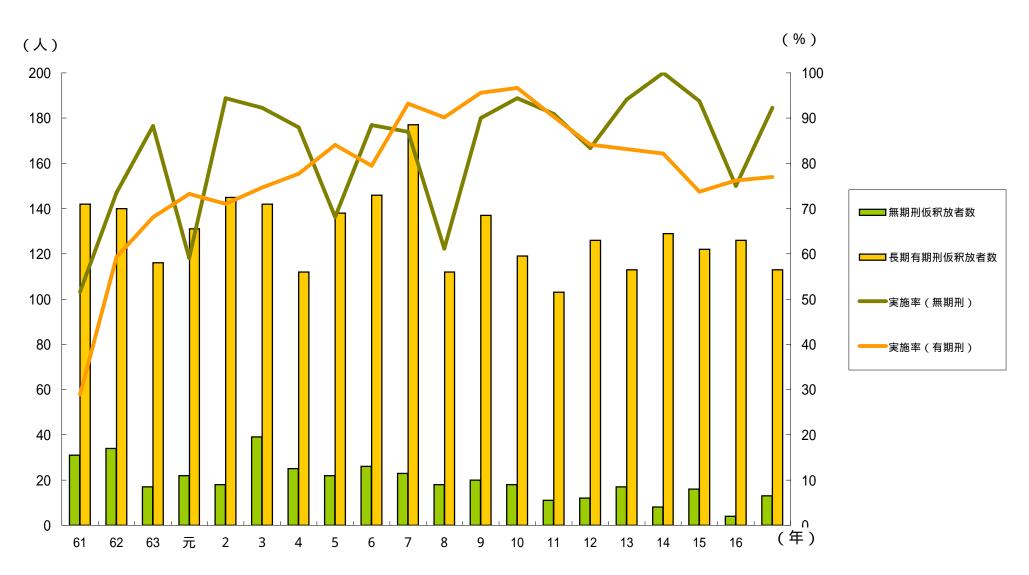
主要罪名別有期刑仮釈放者の刑の執行率(平成17年)



(注)1 保護統計年報による。

^{2 「}強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷及び強姦致傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗 強姦・同致死を,「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を,それぞれ含む。

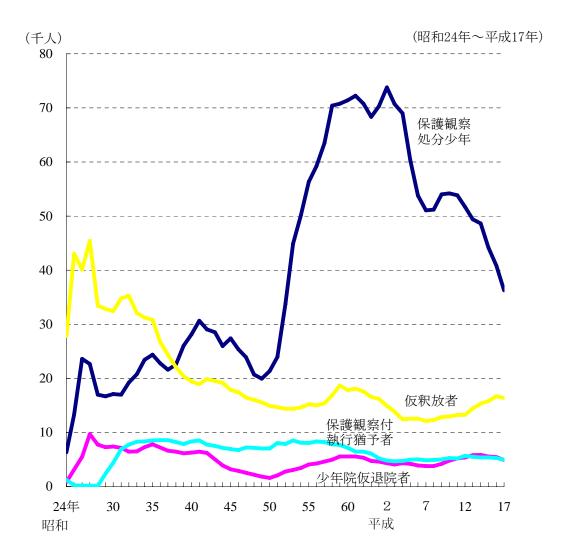
長期刑仮釈放者数及び中間処遇実施率の推移(昭和61年~平成17年)



- (注) 1 法務省保護局の資料による。

 - 「長期有期刑」は執行刑期8年以上の有期刑をいう。 「仮釈放者数」は,前年及び本年中に仮釈放を許可する決定を受けた者のうち,本年中に仮釈放された者の数である。
 - 「中間処遇実施者数」は,中間処遇実施対象者として更生保護施設に帰住した者の数をいう。

保護観察新規受理人員の推移



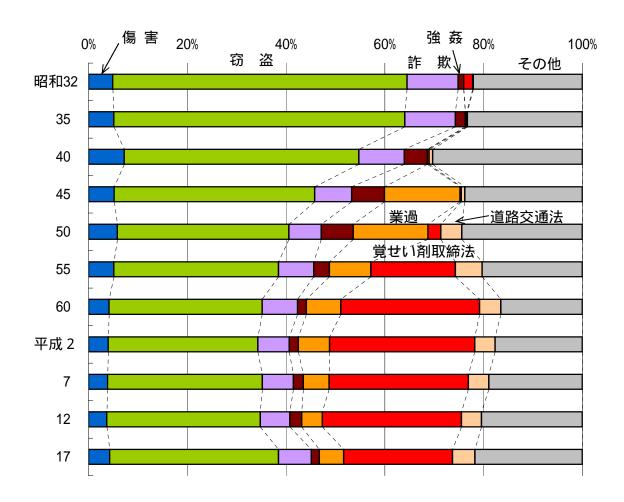
(昭和24年~平成17年)

年 次	総数	仮 釈 放 者	保護観察付 執行猶予者		保 護 観 察 処 分 少 年	うち交通短 期 処 分 少 年	うち短期保 護 観 察 処 分 少 年	婦人補導院 仮 退 院 者
24年	36,221	27,799	1,257	848	6,317			
25	59,739	43,106	221	3,121	13,291			
30	61,265	32,435	4,361	7,375	17,094			
35	71,720	30,824	8,525	7,797	24,408			166
40	62,258	19,430	8,350	6,301	28,173			4
45	55,320	17,861	6,908	3,167	27,383			1
50	44,958	14,933	7,048	1,593	21,384			-
55	83,652	15,206	8,058	4,063	56,322	30,638		3
60	101,971	17,795	7,180	5,585	71,411	44,361		-
2	97,801	14,896	4,793	4,333	73,779	50,298		-
7	71,851	12,138	4,856	3,782	51,075	31,717	2,708	_
12	75,995	13,254	5,683	5,357	51,701	26,447	4,630	_
17	62,562	16,420	4,996	4,886	36,260	15,916	4,271	_

注 法務統計年報及び保護統計年報による。

保護観察新規受理事件の主要罪名・非行名別構成比

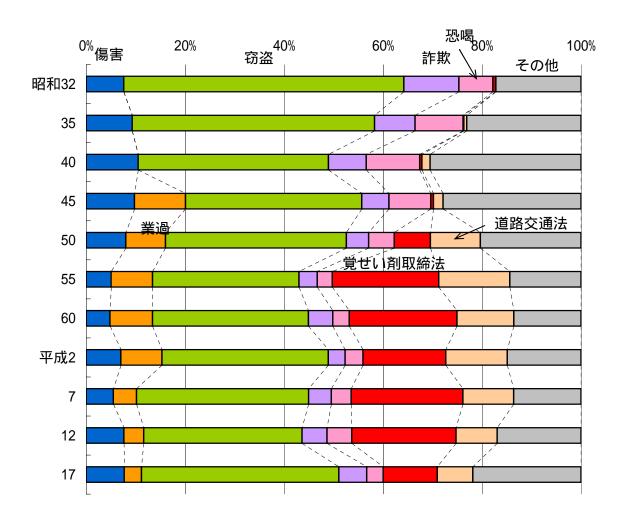
(1) 仮釈放者



仮釈放る							(昭和	□32年~平	成17年)
年 次	総計	傷害	窃盗	詐 欺	強姦	業過	覚せい剤 取締法	道 路 交通法	その他
32年	35,290	1,732	21,030	3,646	402	-	648	39	7,793
35	30,824	1,583	18,160	3,155	622	-	87	40	7,177
40	19,430	1,404	9,236	1,786	910	-	68	135	5,891
45	17,861	929	7,259	1,338	1,187	2,726	47	129	4,246
50	14,933	873	5,189	975	970	2,261	387	631	3,647
55	15,206	780	5,072	1,081	485	1,279	2,602	822	3,085
60	17,795	739	5,520	1,272	322	1,239	5,002	765	2,936
2	14,896	594	4,514	947	276	942	4,380	613	2,630
7	12,138	470	3,801	765	246	632	3,424	503	2,297
12	13,254	490	4,121	793	318	555	3,735	536	2,706
17	16,420	705	5,615	1,089	265	811	3,618	744	3,573

- 注1 保護統計年報による。
 - 2 昭和32年の「傷害」は、「暴行」を含む。
 - 3 昭和35年以降の「傷害」は、「傷害致死」を含む。
 - 4「強姦」は、「強姦致死傷」を含む。
 - 5「業過」は、「業務上過失致死傷」、「重過失致死傷」及び「危険運転致死傷」を含む。
 - 6 罪名には、未遂、教唆及び幇助の各処罰規定を含む。
 - 7 本統計を取り始めたのは、昭和32年からである。

(2) 保護観察付執行猶予者



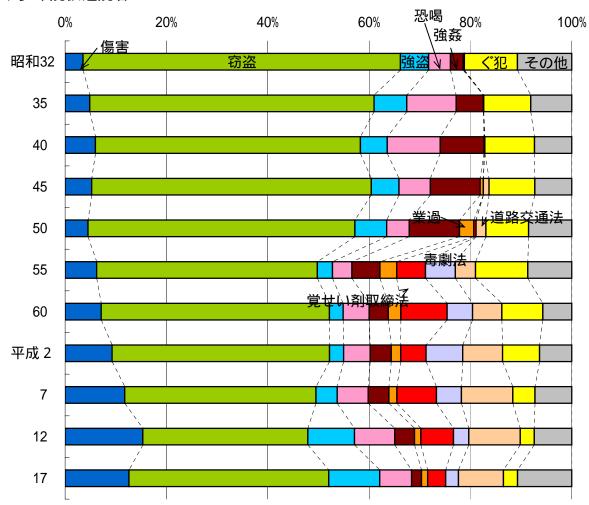
保護観察付執行猶予者

(昭和32年~平成17年)

个 支 玩 元	ドーコーナルーコット	3 J 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					\FH11	1024 - 1	- 八十 /
年 次	総計	傷害	業 過	窃盗	詐 欺	恐喝	覚せい剤 取締法	道 路 交通法	その他
32年	7,729	584	_	4,377	861	528	43	6	1,330
35	8,525	791	_	4,177	698	827	12	52	1,968
40	8,350	874	_	3,214	637	903	36	138	2,548
45	6,908	674	711	2,463	379	584	37	135	1,925
50	7,048	564	564	2,578	316	364	516	711	1,435
55	8,058	405	674	2,386	298	245	1,732	1,157	1,161
60	7,180	344	617	2,264	353	239	1,563	825	975
2	4,793	335	398	1,612	163	173	801	596	715
7	4,856	266	227	1,689	223	195	1,097	497	662
12	5,683	429	228	1,819	287	285	1,199	473	963
17	4,996	383	175	1,993	281	166	547	359	1,092

- 注1 保護統計年報による。
 - 2 昭和32年の「傷害」は、「暴行」を含む。
 - 3 昭和35年以降の「傷害」は、「傷害致死」を含む。
 - 4「業過」は、「業務上過失致死傷」、「重過失致死傷」及び「危険運転致死傷」を含む。
 - 5 罪名には、未遂、教唆及び幇助の各処罰規定を含む。
 - 6 本統計を取り始めたのは、昭和32年からである。

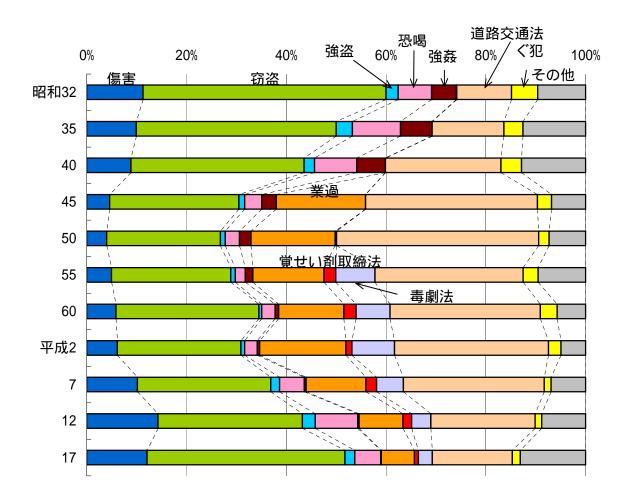
(3) 少年院仮退院者



少年院仮退院者	(昭和32年~平成17年)
	(FD1H02 1/9017 /

年	次	総計	傷	害	窃盗	弦強	盗	恐	喝	強	姦	業	過	覚せ取	けい剤 締 法	毒丿	剶 法	道交	路 通 法	ぐ	犯	その他
32年		6,427		227	4,027		357		277	1	62		-		13		-		2		673	689
35		7,797		379	4,376		503		759	4	20		-		1		-		4		723	632
40		6,301		377	3,296		333		659	5	44		-		7		-		4		617	464
45		3,167		166	1,748		173		196	3	11		20		-		-		36		286	231
50		1,593		72	839	1	100		71	1	58		45		7		-		31		134	136
55		4,063		253	1,770	1	121		156	2	25	1	134		231		239		162		419	353
60		5,585		398	2,516	i	151		286	2	11	1	139		510		280		323		452	319
2		4,333		402	1,859	1	121		227	1	80		81		217		313		341		316	276
7		3,782		445	1,428	1	158		231	1	55		60		295		186		384		165	275
12		5,357		822	1,744		494		425	2	09		67		345		162		544		148	397
17		4,886		616	1,926		492		307		96		59		174		123		434		136	523

- 注1 保護統計年報による。
 - 2 昭和32年の「傷害」は、「暴行」を含む。
 - 3 昭和35年以降の「傷害」は、「傷害致死」を含む。
 - 4 「強盗」は、「強盗致死傷」及び「強盗強姦・同致死」を含む。
 - 5 「強姦」は、「強姦致死傷」を含む。
 - 6「業過」は、「業務上過失致死傷」、「重過失致死傷」及び「危険運転致死傷」を含む。
 - 7 罪名には、未遂、教唆及び幇助の各処罰規定を含む。
 - 8 本統計を取り始めたのは、昭和32年からである。
- (4) 保護観察処分少年

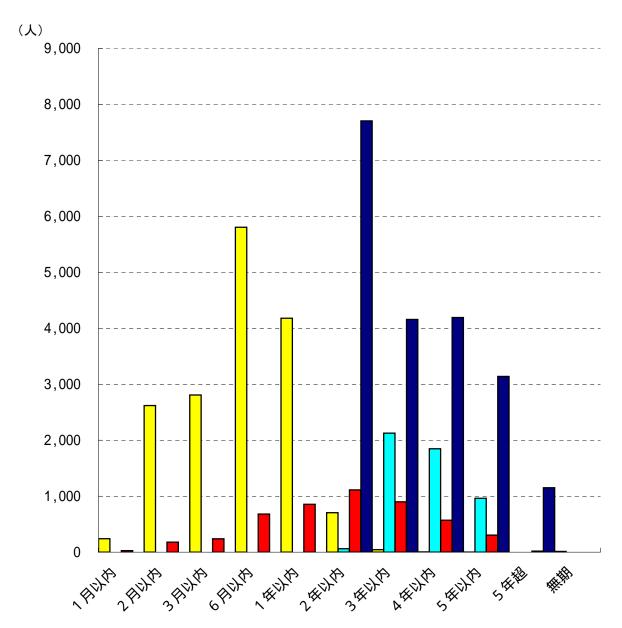


保護観察処分少年 (昭和32年~平成17年)

FITE	707	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>										(FH 1H 4		72017 17
年	次	総数	傷	寄	盗	強 盗	恐喝	強姦	業 過	覚せい剤 取 締 法		道 路 交通法	ぐ犯	その他
32年		19,253	2,173	9,3	78	467	1,289	961	_	14	_	2,111	1,010	1,850
35		24,408	2,426	9,7	78	796	2,351	1,540	_	6	-	3,515	929	3,067
40		28,173	2,501	9,7	73	594	2,379	1,619	_	3	_	6,521	1,163	3,620
45		27,383	1,262	7,09	93	343	937	799	4,896	6	-	9,430	773	1,844
50		21,384	856	4,8	76	206	609	495	3,604	62	-	8,663	447	1,566
55		25,684	1,276	6,13	38	237	510	393	3,660	607	2,021	7,626	769	2,447
60		27,050	1,589	7,74	19	151	724	196	3,534	661	1,842	8,148	912	1,544
2		23,481	1,444	5,8	14	179	589	113	4,062	281	2,003	7,247	588	1,161
7		19,358	1,969	5,1	72	342	959	72	2,319	413	1,041	5,467	264	1,340
12		25,254	3,610	7,30)6	651	2,151	72	2,218	438	974	5,276	336	2,222
17		20,344	2,461	8,06	69	403	1,055	24	1,353	163	562	3,266	326	2,662

- 注1 保護統計年報による。
 - 2 昭和32年の「傷害」は、「暴行」を含む。
 - 3 昭和35年以降の「傷害」は、「傷害致死」を含む。
 - 4 「強盗」は、「強盗致死傷」及び「強盗強姦・同致死傷」を含む。
 - 5「強姦」は、「強姦致死傷」を含む。
 - 6「業過」は、「業務上過失致死傷」、「重過失致死傷」及び「危険運転致死傷」を含む。
 - 7 罪名には、未遂、教唆及び幇助の各処罰規定を含む。
 - 8 本統計を取り始めたのは、昭和32年からである。

保護観察新規受理人員の保護観察期間(平成17年)

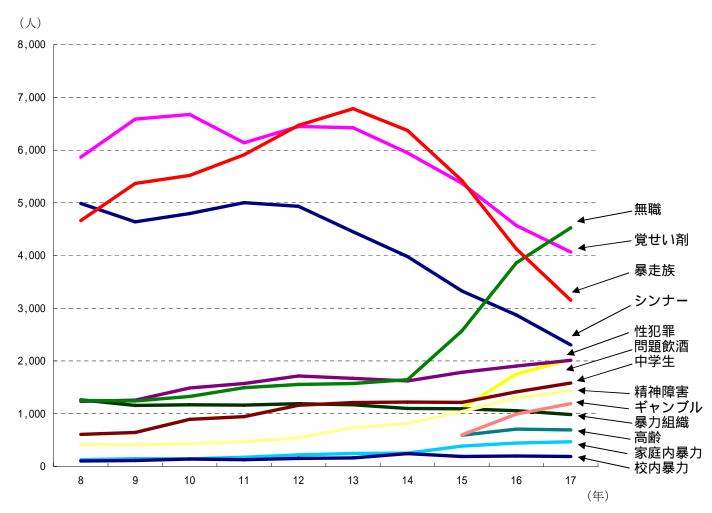


□仮釈放者 □保護観察付執行猶予者 ■少年院仮退院者 ■保護観察処分少年

	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	無期
仮釈放者	240	2,619	2,808	5,805	4,179	705	45	4	2	-	13
保護観察付執行猶予者	_	_	_	_	_	61	2,126	1,847	962	_	_
少年院仮退院者	27	178	239	681	855	1,112	900	571	304	19	_
保護観察処分少年	_	-	_	_	-	7,704	4,157	4,192	3,140	1,151	_

注 保護統計年報による。

保護観察所における係属事件の類型認定状況(総数)の推移(平成8年~平成17年)



類型	シンナー	覚せい剤	問題飲酒	暴力組織	性犯罪	中学生	高齢	無職	家庭内 暴 力	校内暴力	暴走族	精神障害	ギャンブル
平成8	4,989	5,866		1,263	1,232	606		1,251	129	102	4,664	412	
9	4,639	6,587		1,157	1,256	644		1,242	146	112	5,368	411	
10	4,796	6,675		1,169	1,487	892		1,327	144	141	5,520	431	
11	5,002	6,139		1,164	1,573	943		1,495	174	127	5,911	467	
12	4,933	6,450		1,189	1,714	1,160		1,554	219	153	6,470	544	
13	4,450	6,424		1,170	1,671	1,212		1,572	245	161	6,786	736	
14	3,980	5,948		1,100	1,620	1,220		1,647	251	243	6,373	815	
15	3,328	5,372	1,103	1,092	1,786	1,213	591	2,572	387	189	5,421	1,038	599
16	2,871	4,570	1,753	1,057	1,904	1,416	708	3,861	444	197	4,125	1,295	993
17	2,305	4,064	2,024	985	2,012	1,582	691	4,526	467	188	3,150	1,439	1,191

⁽注)1 保護局資料による。

² 平成15年に名称及び認定項目が変更された類型があるが、平成14年以前から継続した形式で記載した。

保護観察付刑執行猶予者の罪名別新受人員の推移

(平成13年~17年)

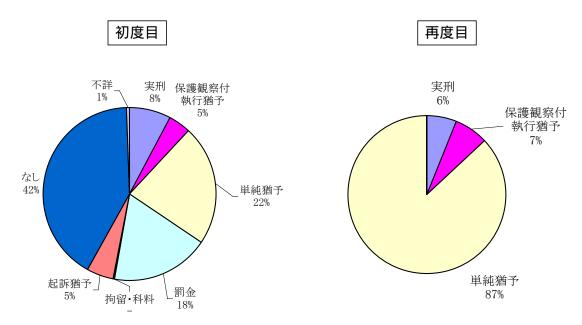
			'	(TIX 1 3 1	·
	13年	14年	15年	16年	平成17年
合 計	5,493	5,388	5,371	5,251	4,996
刑法犯	3,855	4,016	4,135	4,074	3,852
強制わいせつ・強姦	166	147	148	143	154
殺人	31	24	47	37	36
傷害	453	490	516	435	417
業務上過失致死傷	220	215	268	237	167
窃盗	1,885	2,021	2,059	2,077	1,993
強盗	57	58	66	77	53
詐欺	259	289	285	289	281
恐喝	289	214	200	197	166
暴力行為等処罰に関する法律	48	41	60	53	38
その他	447	517	486	529	547
特別法犯	1,638	1,372	1,236	1,177	1,144
覚せい剤取締法	984	727	623	467	547
道路交通法	480	407	370	424	359
毒物及び劇物取締法	49	57	50	56	36
その他	125	181	193	230	202
年末現在係属件数	15,797	15,790	15,767	15,687	15,413

(注)1 保護統計年報による。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には危険運転致死傷及び重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

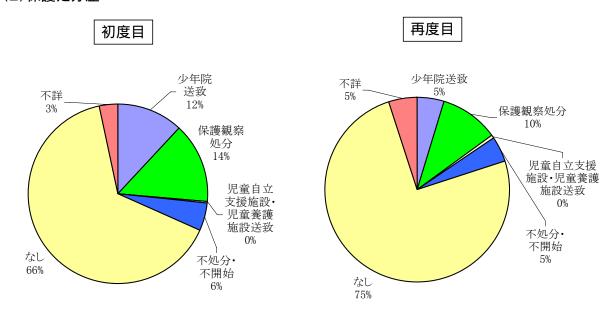
保護観察付刑執行猶予者新受人員の刑事処分歴及び保護処分歴(平成17年)

(1)刑事処分歴



	総数	実	刑	保護観察付 執行猶予	単純猶予	罰	金	拘留•科料	起訴猶予	なし	不	詳
初度目	4,996		390	211	1,115		924	9	258	2,055		34
	100.0%		7.8%	4.2%	22.3%		18.5%	0.2%	5.2%	41.1%		0.7%
再度目	347		21	24	302		1	-	-	-		-
	100.0%		6.1%	6.9%	87.0%		_	-	-	-		-

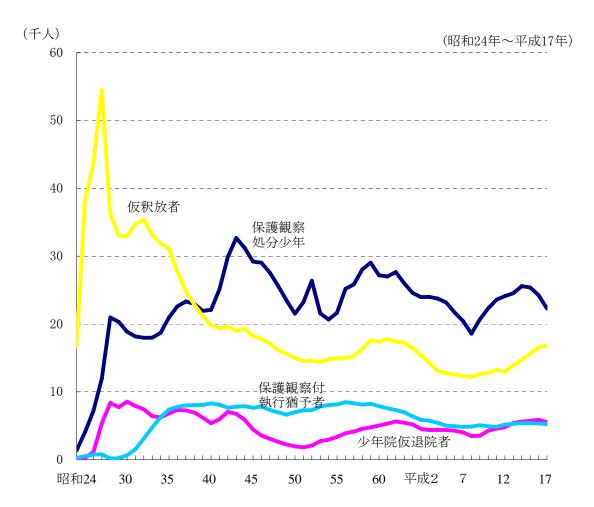
(2)保護処分歴



	総数	少年院 送致	保護観察 処分	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	不処分• 不開始	なし	不詳
初度目	4,996	599	718	10	261	3,237	171
	100.0%	12.0%	14.4%	0.2%	5.2%	64.8%	3.4%
再度目	347	16	36	2	15	261	17
	100.0%	4.6%	10.4%	0.6%	4.3%	75.2%	4.9%

(注) 保護統計年報による

保護観察終了人員の推移



(昭和24年~平成17年)

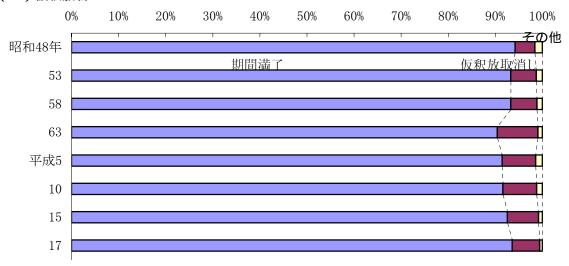
					\PL11127 -	<u>~平成17年)</u>
年次	総数	仮 釈 放 者	保護観察付 執行猶予者	少 年 院 仮 退 院 者	保 護 観 察処 分 少 年	
24年	18,414	16,697	282	45	1,390	•••
30	60,997	32,921	675	8,553	18,848	•••
35	66,443	31,081	7,392	6,826	20,971	173
40	55,587	19,811	8,307	5,378	22,086	5
45	59,553	18,257	7,650	4,453	29,191	2
50	45,463	14,971	7,006	1,968	21,518	_
55	48,102	14,932	8,146	3,361	21,659	4
60	57,477	17,357	7,904	5,035	27,181	_
2	49,759	15,393	5,869	4,534	23,963	_
7	41,622	12,312	4,842	4,027	20,441	_
12	47,058	12,958	5,188	4,799	24,113	_
17	49,866	16,793	5,261	5,540	22,272	_

注1 法務統計年報及び保護統計年報による。

^{2 「}保護観察処分少年」は交通短期保護観察少年を含まない。

保護観察事件の終了事由別構成比(昭和48年~平成17年)

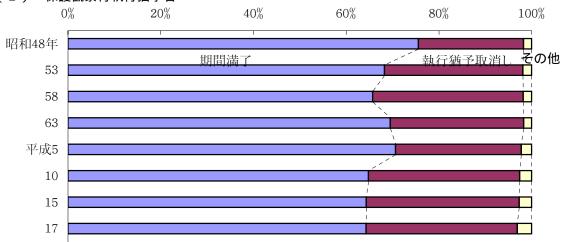
(1) 仮釈放者



(1) 仮釈放者

年次	期間満了	仮釈放取消し	その他
昭和48年	15,219	682	257
53	13,406	779	188
58	15,215	908	189
63	15,607	1,489	166
平成5	11,655	908	182
10	11,682	917	156
15	14,417	1,030	129
17	15,716	980	97

(2) 保護観察付執行猶予者

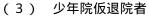


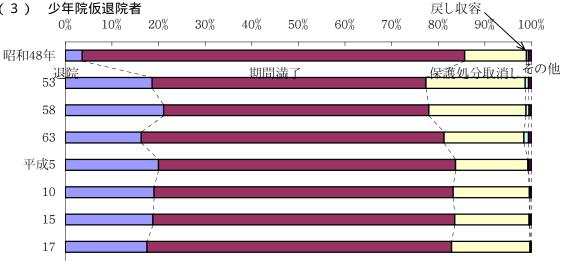
(2) 保護観察付執行猶予者

(4) 体设筑余门孙门伯了伯							
年次	期間満了	執行猶予取消し	その他				
昭和48年	5,277	1,584	123				
53	5,351	2,342	148				
58	5,327	2,635	147				
63	4,864	2,015	120				
平成5	3,535	1,357	113				
10	3,194	1,608	128				
15	3,467	1,779	145				
17	3,381	1,717	163				

注1 保護統計年報による。

2 本統計を取り始めたのは、昭和48年からである。

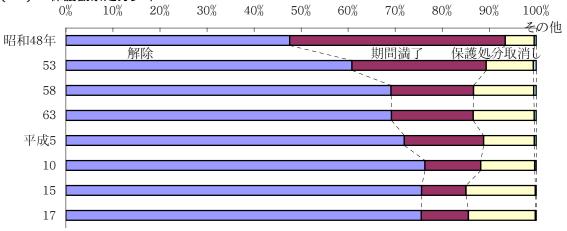




(3) 少年院仮退院者

(6) 岁午机队运机省								
年次	退 院	期間満了	保護処分取消 し	戻し収容	その他			
昭和48年	95	2,156	348	12	16			
53	1,015	3,207	1,161	39	34			
58	958	2,588	947	29	24			
63	445	1,775	468	27	17			
平成5	873	2,785	679	7	26			
10	1,117	3,772	961	10	16			
15	1,077	3,711	913	10	20			
17	971	3,620	931	8	10			

(4) 保護観察処分少年



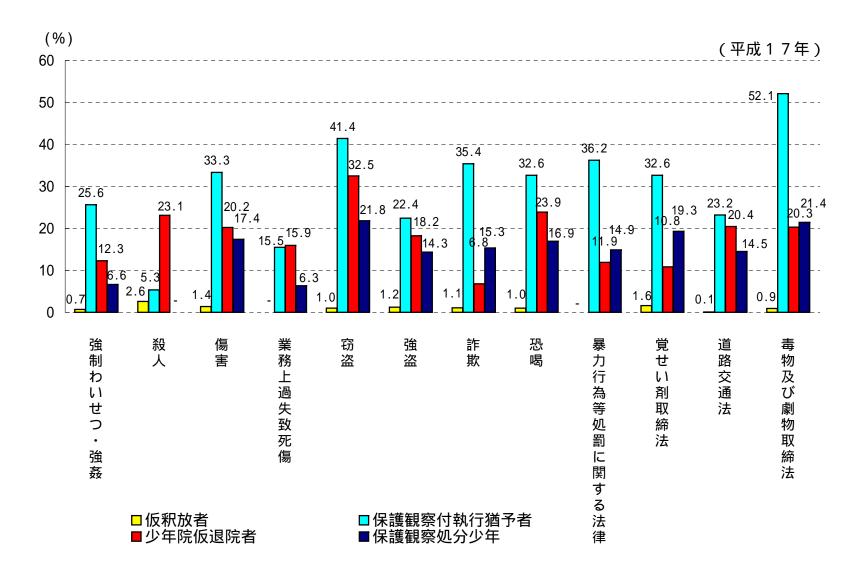
(4) 保護観察処分少年

(4) 木设既分	マルカッキ			
年次	解除	期間満了	保護処分取消 し	その他
昭和48年	12,176	11,735	1,577	114
53	13,115	6,155	2,166	132
58	19,367	4,920	3,587	156
63	17,992	4,515	3,377	112
平成5	16,667	3,914	2,495	95
10	17,023	2,645	2,558	78
15	19,194	2,400	3,741	51
17	16,825	2,233	3,170	44

注1 保護統計年報による。

2 本統計を取り始めたのは、昭和48年からである。

保護観察終了者の受理時罪名・非行名別再処分率



(平成17年)

								(十八八十)
罪名•非行名	仮釈:		保護観察付		少年院仮		保護観察	
	終了 人員	再処分率(%)	終了 人員	再処分率(%)	終了 人員	再処分率(%)	終了 人員	再処分率(%)
総数	16,793	1.1	5,261	34.4	5,540	24.5	22,272	18.0
刑法犯	11,182	1.0	3,904	35.6	4,399	25.7	16,953	18.6
強制わいせつ・強姦	435	0.7	168	25.6	195	12.3	166	6.6
殺人	340	2.6	38	5.3	26	23.1	5	_
傷害	759	1.4	463	33.3	786	20.2	2,985	17.4
業務上過失致死傷	749	-	193	15.5	63	15.9	1,469	6.3
窃盗	5,456	1.0	1,986	41.4	2,116	32.5	8,858	21.8
強盗	729	1.2	58	22.4	599	18.2	530	14.3
詐欺	1,139	1.1	240	35.4	44	6.8	170	15.3
恐喝	390	1.0	224	32.6	355	23.9	1,272	16.9
暴力行為等処罰に関する法律	76	-	47	36.2	42	11.9	208	14.9
その他	1,109	0.8	487	31.0	173	23.7	1,290	19.6
特別法犯	5,611	1.2	1,357	30.9	979	18.3	4,979	15.6
覚せい剤取締法	3,941	1.6	730	32.6	186	10.8	150	19.3
道路交通法	781	0.1	423	23.2	604	20.4	3,614	14.5
毒物及び劇物取締法	115	0.9	48	52.1	123	20.3	719	21.4
その他	774	0.1	156	37.2	66	16.7	496	13.9
ぐ犯	•••		•••	•••	162	30.9	340	23.2

- 注1 保護統計年報による。
 - 2 罪名には、未遂、教唆、及び幇助の各処罰規定を含む。
- 3 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷及び強姦致死傷を、「傷害」には傷害致死 及び暴行を、「業務上過失致死傷」には危険運転致死傷及び重過失致死傷を、「強盗」には 強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 4 「再処分率(%)」とは、「全終了人員」のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分(実刑、執行猶予、罰金等又は起訴猶予)又は保護処分を受けた者の比率をいう。
- 5 交通短期保護観察を除く。

執行猶予者保護観察法の改正について

背景

平成17年5月,保護観察付執行猶予中である者が,都内のマンションに 少女を長期間監禁し,度重なる傷害・暴行を加えていた事件が発覚した。そ の後の調べにより,同人は,このほかにも複数の女性を監禁等していたこと が明らかになり,起訴された。

この事件をきっかけにして,国民の間に,執行猶予者に対する保護観察制度が機能していないのではないかとの批判が起こり,保護観察の充実・強化が求められた。

従来の制度の問題点

. 転居・旅行が届出制であること

保護観察付執行猶予者は,転居又は1箇月以上の長期旅行をする場合,保護観察所の長への届出で足りること(1箇月未満の旅行については,届出さえ不要)とされていた。そのため,保護観察所が,対象者の所在や生活実態の把握を十分にできない状況にあった。

. 特別遵守事項がないこと

保護観察付執行猶予者には、保護観察期間中に遵守すべき事項について、 全員に共通して付される一般遵守事項(善行を保持すること)しかなく、 仮釈放者のように、個々の対象者の問題性に応じて個別に付けられる特別 遵守事項を設定することができないため、適切な処遇を十分に行うことが できない実情にあった。

改正の概要

第164回通常国会において,平成18年3月31日,以下の改正を内容とする執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律が可決,成立した。

(平成18年9月19日施行)

- <u>.保護観察付執行猶予者が転居又は7日以上の旅行をする場合,保護観察</u> 所の長の許可を要することとすること。

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律の改正ポイント

平成18年9月18日(施行日前日)までに 保護観察付執行猶予の言渡しを受けた 対象者 改正前 改正後 執行猶予者保護観察法 第5条(遵守事項) 一定の住居を定め、保護観察所の長に 届け出ること。 届け出ること。 善行を保持すること。 善行を保持すること。

平成18年9月19日(施行日)以降に 保護観察付執行猶予の言渡しを受けた 対象者

一定の住居を定め、保護観察所の長に

住居を移転し、又は1箇月以上の旅行を するときは、あらかじめ、保護観察所の長 に届け出ること。

・「届出」から「*許可*」に 旅行は「1箇月以上」から 「7日以上」に

住居を移転し、又は**7日以上の旅行** をするときは、あらかじめ、保護観察所の 長の許可を受けること。

特別遵守事項なし

·*特別遵守事項*の新設

特別遵守事項の設定について

言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基 づいて保護観察所の長が定める。 (第5条第2項)

更生保護のあり方を考える有識者会議報告書 「更生保護制度改革の提言

- 安全・安心の国づくり,地域づくりを目指して - 」について

問題の所在

- 1 更生保護制度の運用についての国民や地域社会の理解が不十分
- 2 民間に依存した脆弱な保護観察実施体制
- 3 指導監督・補導援護の両面で十分に機能していない保護観察

改革の方向性

- 1 犯罪や非行をした人と共に生きる社会へ
- 2 官の役割を明確化し,更生保護官署の人的・物的体制を整備することにより,民間への依存から脱却し,実効性の高い官民協働へ
- 3 保護観察の有効性を高め,更生保護制度の目的を明確化し,強靱な保護観察の実現 へ

提言事項(当面の課題)

1 改善更生・再犯防止機能を強化した強靱な保護観察の実現

保護観察の内容を充実し,実効性を確保(処遇プログラム受講義務,簡易尿検査受検義務,居住指定制度等)

保護観察対象者との接触の強化(接触義務,往訪受入義務,生活状況報告義務)

保護観察官による直接的関与を強めた特別処遇部門の設置

仮釈放取消し等の措置(いわゆる不良措置)の適切な実施

就労支援及び定住支援の強化

関係機関との連携強化及び情報の共有化等

2 執行猶予者保護観察制度の運用改善等

3 仮釈放のあり方の見直し

仮釈放制度全般の運用改善(適切な対象者選択とメリハリのついた対応) 仮釈放許可基準の改正 地方更生保護委員会委員への民間有識者の登用,審理手続の改革

地方史生体護安員会安員への民间有減者の豆用,番埋于続の以事

被害者意見の適切な取扱,受刑者本人の関与

4 担い手のあり方の再構築

保護観察官と保護司との役割分担の明確な整理,保護観察所による保護司への対応の充 実等

保護観察官の採用と育成のあり方の見直し

保護司適任者確保の方策、保護司活動に対する支援の充実

更生保護事業の担い手の拡大、民間の更生保護施設への支援の強化

自立更生促進センター(仮称)構想の推進

更生保護官署における人的・物的体制の大幅な拡充

5 国民・地域社会の理解の拡大

地方公共団体との連携強化及び民間ボランティアによるネットワークの構築 広報活動の充実

第三者機関の設置

犯罪被害者等への支援

6 更生保護制度に関する所要の法整備

更生保護のあり方を考える有識者会議の開催状況

1 立ち上げの趣旨

保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として,保護観察の実効性に厳しい目が向けられている状況を踏まえ,国民の期待にこたえる更生保護制度を実現するため, 法務大臣により立ち上げられたもの。

2 構成メンバー

座 長 野沢太三(元法務大臣・社団法人日中科学技術文化センター会長)

座長代理 金平輝子(日本司法支援センター理事長・日本更生保護女性連盟会長

・元東京都副知事)

委 員 清原慶子(三鷹市長)

佐伯仁志(東京大学法学部教授)

佐藤英彦(前警察庁長官・警察共済組合理事長)

瀬川 晃(同志社大学法学部教授)

田中直毅(21世紀政策研究所理事長)

堀野 紀(弁護士)

本江威憙(公証人・元最高検察庁公判部長)

桝井成夫(前読売新聞東京本社論説委員)

3 開催状況

平成17年7月20日に第1回会議を開催。以降,およそ1年間にわたり,合計17回の会議を開催したほか,保護観察所,地方更生保護委員会,更生保護施設等の視察を実施した。

自立更生促進センター構想の概要

平成18年9月

自立更生促進センター構想の概要・目的

- ●特定の保護観察所に保護観察対象者の宿泊等のための施設を整備
- ●保護観察官による直接かつ濃密,専門的かつ高度な処遇と充実した就労支援を提供



●民間の更生保護施設では受入困難な仮釈放者等を受け入れて改善更生と自立を促進



- ●対象者の円滑な社会復帰・再犯防止の実現
- ●安全・安心な国づくり・地域づくりの推進

センターの対象者

●入所対象者

- ① 刑務所内での成績が比較的良好であるものの,現状では帰住先を確保できないため満期出所となっている者(センターを帰住先とすることで仮釈放して受入れ)
- ② 民間の更生保護施設で受け入れたものの、そこでは十分な対応ができない者
- ③ 自宅等の帰住先があるものの、改善更生のための特に強化された処遇が必要な者

●通所・一時保護対象者

- ④ 専門的な処遇プログラムの受講等が必要な者
- ⑤ 充実した就労支援、福祉・医療へのつなぎ等が特に必要な者

センターの機能

●改善更生のための特に強化された保護観察

保護観察所の特別処遇部門による直接処遇

24時間・365日体制による濃密な指導監督

薬物依存等個々の問題性に応じた専門的かつ高度な処遇プログラム等の実施(等

●充実した就労支援

雇用の掘り起こし、雇用情報の一元的集約、就労機会の確保・提供 適性・能力等の的確な評価、職場体験講習等の多様な支援メニューの提供 農林漁業への就労支援 等